嘆願書

一、吾々委員並ニ從業員一同ハ工場長ヲ絶對ニ信ズ

二、工場長ノ御同情ト御尽力ニ依リ右記各項ノ達成ヲ期シテ工場長ニ嘆願ス

三、臨時三割増シヲ本給ニ繰入レラレ度シ

四、更ニ三割五分ノ臨時昇給ヲセラレ度シ

五、賞与金額ハ減額セサル様セラレ度シ

六、昇給昇格ヲ廢止セサル様セラレ度シ

七、同志會ヲ即時解散シ殘金全部ヲ分配セラレ度シ

八、三工場長擁護本部派ノ自決ヲ促サレ度シ

九、獨身者ハ世帶持ト釣合ノ取レル様御考慮アリタシ

右決議ス

昭和五年四月十三日

7.14
1435

勞秘第一二二九號

昭和五年四月十七日

警視總監

內務大臣安達謙藏

社會局長官

各廳府縣長官

鐘淵紡績株式會社隅田工場

要旨

從業員側委員ハ作業ニ從事

十六日委員會ヲ解散シ聲明書

總同盟ハ職工宅ヲ訪問シ組合加入

社民系鐘紡減給反対斗争同盟

日本紡織勞働組合ハ鐘紡問題ニ關

大衆党ヲ中心トスル鐘紡問題対策委員會ハポスタ

我等の同志よ勇敢に闘へ!!!

給金四割値下は從業員を生き乍らの地獄へつき落す、生存權の掠奪だ

前社長武藤に賜つた三百萬圓、重役の賞與五十萬圓は、諸君の血と肉の塊だ。重役が自動車で贅澤な遊びをしてゐる時、從業員の家族は、貧乏に泣いてゐるのだ。

諸君!!! 躊躇してゐる時ではない。今後最愛の妻子をどうして食はしてゐくんだ。團結の力を以て四割値下を勇敢に蹴飛せ。勞働者を踏み臺として金儲をする、資本家の手先反動團体を蹴飛せ。勞働者の幸福は、勞働者自らの果敢なる闘争を以て護得するんだ

◇ 手當を本給に直させろ

◇ 手當四割値下に絶對反對だ。

吾が總同盟は全國數萬の會員を動員し大阪に、神戸に各地到る所の鐘紡工場諸君に對し精神的、物質的に極力應援すべく準備された

日本勞働總同盟 紡織勞働組合本部
芝區三田四國町二ノ六
電話三田、四三六

仝 南千住出張所
南千住町三一一九

仝 鐘紡、減給反對對策事務所
隅田町三一三(多聞小路)